

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、同条第3項中「並びに」を「及び」に改める。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第6条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第14条第1項中「当該減額した」を「その減額後の国民健康保険税の」に改める。

第22条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,675円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,125円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万2,250円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,950円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,250円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

第22条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号において同じ。」を

「次号及び第3号において同じ。)及び」に改める。

附則第2項中「第22条」を「第22条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄